

好循環実現のための経済対策（抜粋）

平成 25 年 12 月 5 日

閣 議 決 定

第 2 章 具体的施策

Ⅱ. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策

経済のグローバル化や少子高齢化が進む中、持続的な経済成長を実現するためには、女性や若者の力を最大限引き出すことが不可欠である。このため、仕事と子育ての両立、再就職、能力開発等を支援するなど女性の活躍を促進する取組や職業訓練の充実、就業支援など若者の活躍を促進する取組を強化する。さらに、女性・若者・高齢者を始め、頑張る人たちの雇用を拡大するため、地域における人材育成・雇用拡大の取組を支援する。また、高齢者等が安心して暮らせる環境整備を推進するとともに、消費税率引上げの高齢者等への影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））に加算措置を講ずる。

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策

（1）女性の活躍促進

女性の力が社会の様々な分野で最大限発揮される「女性が輝く社会」の実現に向け、女性の雇用拡大や処遇改善の取組等の支援、民間人材ビジネスを活用した就業支援、育児等でキャリアブランクがある求職者の雇用促進、育児休業中及び復職後の能力アップの取組支援、女性の登用の促進に取り組む。また、女性のがんへの対策など予防サービスの充実を図る。

- ・ 女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成（厚生労働省）
- ・ 女性・若者等に係る雇用関連助成金の拡充＜予算措置以外＞（厚生労働省）
- ・ 政府広報の戦略的な実施（再掲）（内閣府）
- ・ 予防サービスや健康管理等の充実（厚生労働省） 等

（中略）

2. 若者の活躍促進、雇用対策

若者全てがその能力を存分に伸ばし、成長の原動力としての若者の活躍を促進するため、職業訓練機会の充実、民間人材ビジネスを活用した就業支援や正社員就職支援などの取組を強化する。また、農林水産業の担い手の確保・育成に取り組む。さらに、経済的理由により修学困難な生徒への教育機会を確保するとともに、無業者や生活困窮者の自立支援、就業促

進などに取り組む。

- ・ 女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成（再掲）（厚生労働省）
- ・ 女性・若者等に係る雇用関連助成金の拡充＜予算措置以外＞（再掲）（厚生労働省）
- ・ 担い手確保対策事業（再掲）（農林水産省）
- ・ 修学困難な生徒への支援（文部科学省）
- ・ 地域社会におけるセーフティネット機能の強化（厚生労働省）

3. 高齢者・障害者への支援

消費税率の引上げに加え、平成 26 年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者について簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））に加算措置を講ずる。また、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援、医療・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業（データヘルス）等を推進する。

70～74 歳の医療費自己負担については、平成 26 年度から新たに 70 歳になる者から段階的に法定の負担割合（2 割）とする方向で検討し、所要額を当初予算に計上する。これに併せ、高額療養費の見直しも平成 27 年 1 月実施の方向で検討する。また、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置についても、段階的な見直しを前提に検討に着手する。

- ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（加算措置）（厚生労働省）
- ・ 女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成（再掲）（厚生労働省）
- ・ 予防サービスや健康管理等の充実（厚生労働省）
- ・ 安定的な医療保険制度等の構築（厚生労働省）
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進（厚生労働省）
- ・ ロボット介護機器導入実証事業（再掲）（経済産業省）
- ・ ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進＜予算措置以外＞（再掲）（金融庁、国土交通省、厚生労働省）

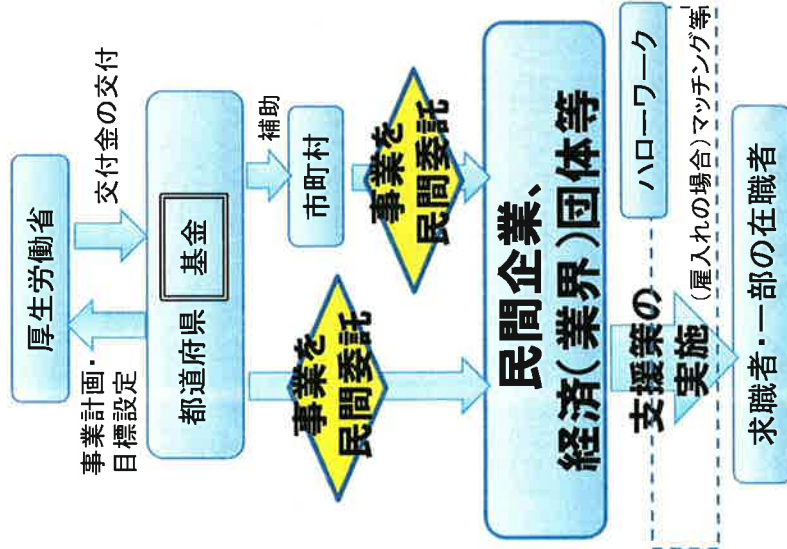
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算案
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



事業内容

- 地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。
- 受託団体・事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者(無業者)の就職に向けた支援

(例)

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れるための座学研修・企業実習等 (支弁費用)人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ② 人手不足分野の人材確保・ミスマッチ解消のための合同採用説明会／中小企業の求人情報発信等 (支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等
- ③ 中小企業の求人情報発信等 (支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

(例)

- ① 【社員定着支援】に向けたメンタルトレーニング(若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等 (支弁費用)研修費(講師謝金、アドバイス費用)等

その他

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

雇用拡大プロセス ～地域特有のミスマッチを解消～

人手不足業界の人材確保支援事業

(概要)

地域の人手不足分野(建設・介護・食品加工業ほか)の人材確保・ミスマッチ解消のため、商工会議所等が地域の求職者を雇い入れ、各分野に即した研修等を行った上で、個別の会員企業で実習を行い、安定した就職に結びつける。また、個別の受け入れ企業の環境整備を行うとともに、企業の情報発信を行う。(※個別企業単独で求職者を雇い入れて実施することも可能)

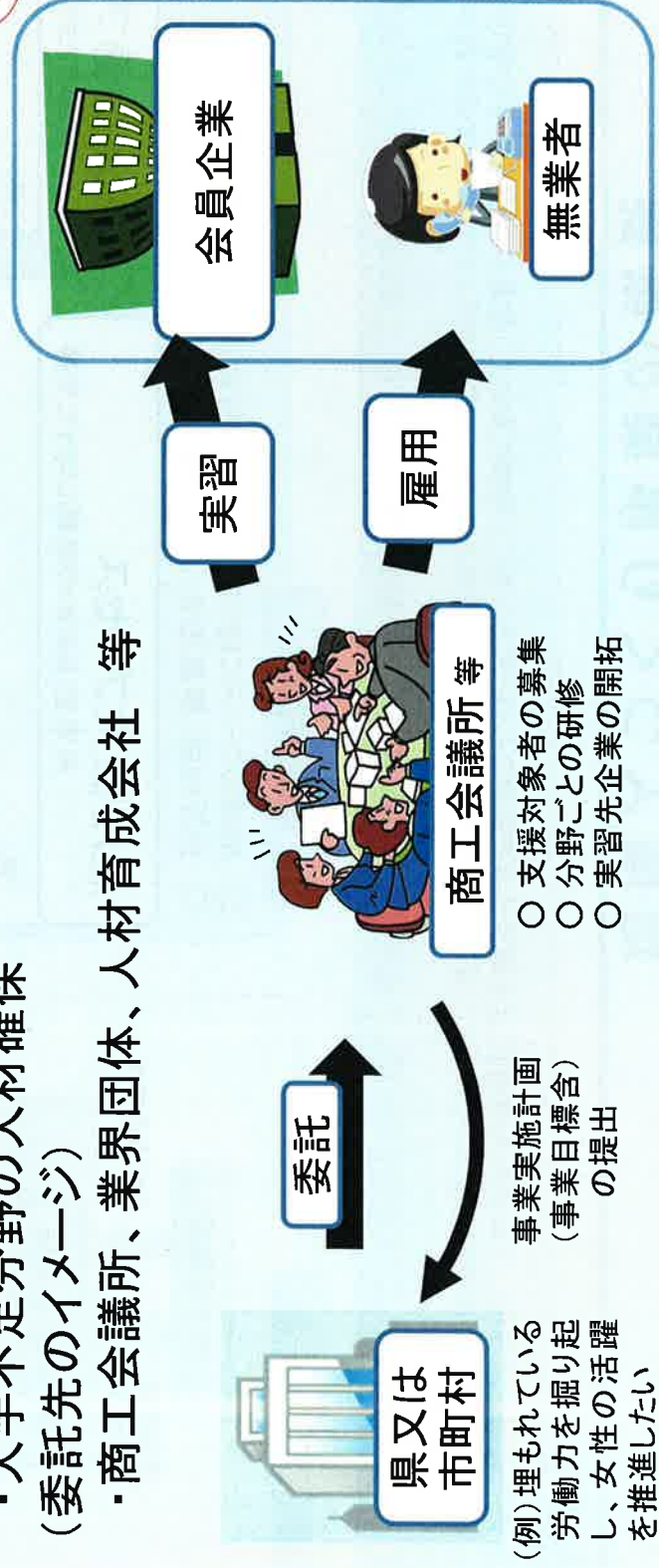
(効果)

・人手不足分野の人材確保
(委託先のイメージ)

・商工会議所、業界団体、人材育成会社 等

事業
目標

新規就職者〇〇人
(うち正規雇用化〇〇人)



処遇改善プロセス ～経営改善を通じた社員の処遇改善を支援～

地域の中小・中堅企業の経営力改善事業

(概要)

地域の中小・中堅企業に対し、税理士会等が個別アドバイス、経営改善計画の策定支援、社員への関連研修・実習等の経営支援を行い、生産性の向上や経費削減等により売り上げまたは利益が増加した場合に、その一部を活用して賃金引上げ等社員の処遇改善を行う。

(効果)

地域の中小・中堅企業の経営力改善・強化、地域の企業の売り上げまたは利益の増加による賃金引き上げ等

(委託先のイメージ)

・税理士会、商工会議所 等



処遇改善プロセス ～若年者の職場定着を支援～

若年者早期離職防止・職場定着支援事業

(概要)

中小企業における新規学卒者の早期離職が多い現状を踏まえ、経済団体等が会員企業の経営者や管理者等を対象にした雇用管理研修を行うとともに、地域の若手社員を一堂に会してのメンタルトレーニング研修等を行うことにより、職場定着率の向上に繋げる。

(効果)

- ・若年者等の早期離職防止、職場定着支援
(委託先のイメージ)
- ・経済団体、商店街 等

